

平成29年 決算審査特別委員会の記録

決算審査特別委員会

出先機関審査第1班（浜通り方部）



- ・知事提出継続審査議案第57号：認 定
「決算の認定について」
- ・知事提出継続審査議案第58号：認 定
「平成28年度福島県工業用水道事業会計
決算の認定について」
- ・知事提出継続審査議案第59号：可 決
「平成28年度福島県工業用水道事業会計
利益の処分について」
- ・知事提出継続審査議案第60号：可 決
「平成28年度福島県地域開発事業会計
決算の認定について」
- ・知事提出継続審査議案第61号：認 定
「平成28年度福島県立病院事業会計

委員長名	小桧山善継
委員会開催日	平成29年11月6日（月）～ 8日（水）
所属委員	1班 (委員) 佐藤憲保 高橋秀樹 佐久間俊男 大場秀樹 伊藤達也 宮川政夫

（11月 6日（月） テクノアカデミー浜）

佐久間俊男委員

校長から離職者等再就職訓練事業について説明があり、就職率が65.5%とのことである。途中でこの事業から離れた方もおり、訓練内容と自分が希望する職種とのマッチングが最初から合っていなかったのか、あるいは、就職はもっと勉強してからということなのかと思ったが、もう少し詳しく説明願う。

校長

離職者等再就職訓練事業でなかなか就職に結びつかない方について、我々も調査している。未就職者のうち、何回も受験しているにもかかわらず内定に至らない方が約3割、委員指摘のとおり、求人を見てもこの企業と決めかねている方や受験まで至らない方が3割、そのほか、家庭の事情や健康状態、その他の理由により就職に至らない方が3割となっている。

ただ、この報告では65.5%となっているが、訓練終了から3カ月後までの就職率を追いかけている。最終集計中であるが、72%を上回る就職率となっている。

伊藤達也委員

新規高卒者の入学生について、平成28年度は51名とのことだが、29年度は何名だったのか。

校長

平成29年度の入学者は50名である。

伊藤達也委員

学校を訪問して募集を行うなどしていると思うが、例えば学校から生徒がここに見学に来るといった活動はしているか。

校長

全ての高等学校というわけにはいかないが、進路指導の一環として、何校か本校を見学に来てもらうこともある。また、保護者に見学に来てもらうこともある。

伊藤達也委員

定員70名に対して51名、50名と続いているが、今回、新しく来年度募集に向けて取り組んでいることはあるか。

校長

震災後、定員を大きく割っている状況である。震災前と比べると、双葉地方の高等学校がなくなったことで、そこから来ていた学生がマイナスになっている。それを埋めるため、地域はもとより地域外についても高等学校訪問を強化して学生募集を進めている。

また、高等学校を卒業して就職した後に早期離職した方を対象にハローワーク等を回って募集活動をしている。

さらに、近隣の宮城県南部の高等学校や東京のふるさと福島就職情報センターなどにも訪問して情報提供し、広く学生を募集している。

宮川政夫委員

障がい者委託訓練事業について詳細を聞く。まず、就職を目指す障がい者は学卒者なのか、それともどこかに就職していて、何らかの事情で再就職を目指すために進学を図ろうとしているのか。また、就職率が62%とのことであるが、やはり技術的に追いついていかないのか、それとも採用する側の数が少ないのか。

校長

障がい者の入校状況であるが、新規学卒者よりは、大体が一度就職、または福祉事業所のA型もしくはB型事業所等に所属している方であり、就労を目指す方を職業訓練し、再就職や新規就職できるよう行っている。

2点目の求人数については、求人数があるというよりも、どちらかという、求人のある事業所においてマンツーマンでOJT訓練をしながらスキルを身につける訓練をしている。そのため、事業所で就労に結びつくスキルに達していると判断された方はそのまま就職してもらい、少し訓練がおぼつかず、受け入れた事業所で就業に結びつかないと判断された方は、また改めて訓練を受けてもらうことになっている。

大場秀樹委員

説明要旨の2ページ、下から8行目に「離職者等再就職訓練修了者の就職率81%」とあるが、8割でも9割でもなく81%というのは、何か理由があるのか。

校長

これについては、県で第10次福島県職業能力開発計画を作成している。計画期間が平成28年度からとなっており、28年度以前の就職率を基準として、そこから毎年1%ずつ上げていく目標が掲げられている。本校もそれに合わせて81%という目標を掲げている。

高橋秀樹委員

調査資料1ページの職員に関する調について聞く。前年度に比べて教務主任が1名増になりながら、教務2名減、定数外の巡回就職支援指導員が1名減となっており、指導にかかわる方が2名減、そして臨時事務補助員が2名増でトータル31名である。前年度と比較して指導する方が減ったように見えるが、その理由は何か。

校長

巡回就職支援指導員については、退職者が出て、なかなかその後をお願いできる嘱託の方がいなかった。現在は採用となっている。

(11月 6日(月) 相双地方振興局)

伊藤達也委員

不動産取得税の収入額について、前年比何%アップしているのか。

県税部長

不動産取得税の現年課税分収入額であるが、平成27年度2億1,284万6,000円に対して、28年度3億4,029万4,000円、差額が1億2,744万8,000円で、対前年比159.9%となっている。滞納繰り越し分を含めると、27年度2億1,358万7,000円に対して、28年度3億4,177万9,000円、差額が1億2,819万2,000円で、対前年比160.0%となっている。

佐久間俊男委員

2点聞く。

最初に、調査資料45ページの処理状況調で、収入未済の縮減に向けた取り組みについて処理状況の説明があった。前年度より6,700万円縮減したとのことで、大変苦労したと思う。その中で、市町村とどのような連携をして、どのような取り組みをしたのか。

2点目であるが、31ページ、税務総務費の事業実績で、研修16回、参加人数26人とある。研修会を16回実施して、参加人数が26人ということか。

県税部長

まず、収入未済の処理状況における市町村との連携についてである。平成28年度の収入未済額は、資料2ページ1番上の段、県税3億9,090万8,619円で、その2段下の個人県民税は2億8,422万1,328円である。本税の収入未済のうち、約72.7%と大きな割合を個人県民税の収入未済が占めており、個人県民税の徴収対策が課題となっている。

その個人県民税の徴収対策であるが、県では市町村の徴収支援として、地方税法第48条の規定に基づき、いわゆる直接徴収を行っている。個人住民税の滞納案件を市町村と事前に協議の上、28年度は希望があった5市町村から県に引き継ぎ、県から催告書の送付や電話催告等を中心に自主納付を促進した。

28年度の直接徴収の実績であるが、相馬市、南相馬市、富岡町、川内村、大熊町の5市町村から引き受け、各市町村と事前協議で合意の上、引き受け期間は28年7月～29年1月末とした。引き受け人数39人、引き受け件数290件、引き受け額1,080万1,270円、徴収額403万8,762円で、徴収率が37.4%である。

次に、31ページの研修の件である。税務職員研修費は、税務初任者や専門者を対象とした本庁主催の研修であり、我々の職員が、16回の研修に延べ26人参加した。

宮川政夫委員

局長概況説明から3点聞く。

まず、企業立地について、平成28年は10社の工場設置届があったとのことで、新規、再開、継続等あると思うが、その内訳を聞く。さらに、それらが操業まで至ったかを聞く。

2点目は、野生鳥獣対策についてである。28年度は前年度比60%増のイノシシを捕獲したとのことで、県全体としても県の直接捕獲で数は随分上がっているが、これは計画どおりの数量なのか、計画の数量まで捕獲できなかったのか。さらに現場の声として、県南地域でもかなりの数量を捕獲しているものの、残念ながら減っている成果が肌感覚として感じられないとの声もあるが、相双地域においてはどうか。

3点目は、入札業務の件で、1件入札不調があったとのことであるが、そのほか入札不調に陥ったことはあったか。あったとすれば、どのような理由か。工期的な問題なのか、単価の問題なのか、その辺を聞く。

次長兼企画商工部長

企業の立地件数に関する質問であるが、10件のうち8件が新規である。なお、この10件については、6件が既に操業を開始し、4件は今年度中に操業を開始する予定である。

県民環境部長

野生鳥獣対策であるが、イノシシについては、県で策定したイノシシ管理計画がある。平成27年3月当方で4万7,000～4万9,000頭のイノシシが全県にいと推定し、27年度から毎年1万7,000～1万8,000頭をとっていくと、5年後には安定生息数の5,200頭になる計画のもとで取り組んでいる。昨年度、県全体で捕獲したイノシシは約2万5,000頭で、そのうち相双地域だけで7,000頭を捕獲しており、計画から見ると大分上振れてはいる。ただ、委員指摘のとおり、とつてもとつてもなぜこれほどいるのかと思うくらいいるというのが狩猟者の感覚である。

ことしの春、帰還困難区域を除いて帰還を果たした浪江町や富岡町でも、帰還した人からイノシシを見た、怖いといった声があるので、まだまだ対策をとっていかなければならない。

避難12市町村鳥獣被害対策会議をことし1月に発足し、国や県、市町村、イノシシのスペシャリスト、学識経験者などを含めた協議会において、イノシシについての研修やとり方、市町村ごとにどういった計画をつくってイノシシを減らしていくかを協議している。

次長兼企画商工部長

3つ目の入札不調の件であるが、入札不調はない。

出納室長

出納室において、農林水産部と土木部の公共工事の入札を行っている。公共工事の入札は212件あり、落札件数が170件で、不調件数は42件、不調の発生率は19.8%となっている。42件のうち30件は応札者がなく、建設事務所等からの聞き取りによると、技術者や作業員が不足していることが原因と考えられるとのことである。

宮川政夫委員

新規の工場設置の件で8件が新規とのことだが、これはどういった業種か。復興関連の業種なのか、それとも全く関係ない業種の方が工場を設置しているのか。

次長兼企画商工部長

業種についてであるが、主なところで述べると、LNG基地の関係である。そのほか、医療関係や半導体関係、食品等、いずれも復興・復旧に絡む業種である。

佐藤憲保委員

個人県民税の徴収関係で、滞納繰り越し分1,400万円を不納欠損で落としているが、この主な理由を聞く。

また、法人県民税については、皆に大変頑張ってもらい、滞納繰り越し分2,400万円のうち2,100万円が収納されたとのよい結果が出ている。一方、個人県民税の滞納繰り越し分は避難などのいろいろな事情があり、苦労しているのはわかるが、この滞納繰り越し分の主な理由を聞く。

県税部長

まず、個人県民税の欠損の関係である。

不納欠損は、県税の滞納案件について、財産を調査しても発見できない、あるいは滞納処分等をする生活に困窮させるおそれがある、本人の所在も財産も不明であるといったときに、地方税法の規定に基づき、滞納処分を停止する。滞納処分の停止が3年間継続したもの、または徴収権の時効である5年が到来したものについては、納入義務が消滅するため不納欠損の処理を行っている。

その内訳であるが、処分停止後3年たって欠損しているものが約3割、処分停止中に5年の時効を迎えるものが約3割である。残りの4割は処分停止をせずに5年の時効を迎えたものであり、これは全て市町村が賦課徴収を行っている個人県民税である。県が直接賦課徴収を行っている税目では、処分停止をせずに5年の時効を迎えることはない。

佐藤憲保委員

5年が経過し、自動的に不納欠損になった件数は何件か。

県税部長

個人県民税の不納欠損の金額は市町村から聞き取りを行うが、件数の聞き取りは統計上ないため、件数の把握はしていない。

佐藤憲保委員

個人県民税も課税対象者がいて、納付されていないから収入未済となり不納欠損となるわけだが、件数を把握していないとはどういうことか。

県税部長

市町村からの報告は、件数ではなく金額のみであるため、件数は把握していない。

佐藤憲保委員

承知した。

また、現年度分で10万1,000円の不納欠損が載っているが、これはどのような理由か。

県税部長

これは、ある市において、外国人の英語教師が帰国し、徴収不能になってしまったとのことで、現年度分の欠損処理を行ったと聞いている。

佐藤憲保委員

被災地は複雑な事情が絡んでおり、個人の財産関係も含めて微妙な状況が続いているのはわかるし、税の公平性から、不納欠損とせざるを得ないものは仕方がないものの、課税対象になったものについてはしっかりと把握して徴収するよう対応願う。

また、調査資料22ページの地域サポート事業について、震災以降、浜通りに限らず県内全地方振興局で地域から評価を得て継続している事業であるが、相馬市が入っていないのはどういうことか。単純な疑問として、このような事業に一番積極的な地域が相馬市と思っていたが、平成28年度、結果としてたまたま相馬市だけ入っていなかったのか、その辺の事情を聞く。

次長兼企画商工部長

資料については100万円以上の案件を記載しており、100万円に満たないものについては相馬市も該当がある。

佐藤憲保委員

その他の6件には入っているのか。

次長兼企画商工部長

そうである。相馬市における魚の風評払拭対策やスポーツの大会等について、サポート事業を採択している。

佐藤憲保委員

この事業は、ことしも継続していると思う。南相馬市小高区を含め、避難解除になって皆で戻ってきて頑張ろうという地域については、サポート事業で広く皆で共有しながら取り組むことが大事だと思う。この事業を活用しながら地域を元気にするよう、しっかり対応してもらいたい。本庁ではかけ声はよいが、振興局に配分する予算総額がだんだん減ってきたと聞いているので、本庁に負けぬように頑張ってもらいたいと要望しておく。

(11月 6日(月) 相双保健福祉事務所)

伊藤達也委員

調査資料19ページの平成28年8月31日～9月2日の地域医療体験研修事業について、参加人数と、県立医科大学以外、県外から来た方がいるかを聞く。

総務企画部長

地域医療体験研修事業の参加人数は8名である。この研修では県立医科大学の学生が8名で、他大学の学生はいなかった。

伊藤達也委員

福島県自体の医療人材が不足しているので、ぜひ本県の高校出身で他県の医大に行った方も含め、このような研修に参加してもらえるよう努力願う。

佐久間俊男委員

調査資料20ページで、地域医療介護総合確保事業の平成28年度の事業実績が報告されている。この包括ケアシステムの構築推進について、決算額が30万円ほどとなっているが、28年度の状況を具体的に説明願う。

総務企画部長

地域包括ケアシステムの推進状況であるが、平成28年度に当所として相双地域における退院調整ルール作成に取り組み、28年度末までに策定した。

佐久間俊男委員

当管内における各市町村の包括ケアシステム構築状況を聞く。

健康福祉部長

地域包括ケアシステムの構築については、現在、各市町村において認知症対応や生活支援等の体制づくりに取り組んでいる。県としては、今年度から本庁とともに各市町村を訪問し、課題等について聞きながら、できる支援をしている。支援の内容としては、専門家の派遣や研修会の開催等を行い、地域包括ケアシステムの来年4月の構築に向けて市町村の取り組みを支援している。

佐久間俊男委員

本県の急性心筋梗塞の死亡率が全国でワーストワンとのことである。調査資料32ページの事業実績調に、健康長寿のための減塩&野菜を食べよう大作戦として事業が実施されているが、それに関連して、相双管内の心筋梗塞で亡くなっている方の人数を聞く。

あわせて、職員に関する調で、保健技師が前年度と比べて減っているように思うが、実際に保健技師の人数は前年度と比べてどうなっているか。

健康福祉部長

相双管内において心筋梗塞で亡くなっている方の人数は、平成27年のデータによると370人となっている。県全体で4,110人であるので、10分の1以下となっている。

総務企画部長

保健師の人数であるが、平成27年度は、いわき出張所も含め、管理職を除いて合計で17名となっている。28年度は同じく17名で数は変わらないが、27年度は休職や育休の者などがおり、2名少ない状況だった。

佐久間俊男委員

心筋梗塞関係について、平成27年は370人ということで承知した。

そこで、管内のメタボリック症候群対策について、28年度はどのような事業を行ったのか。

健康福祉部主幹兼副部長

平成28年度、保健福祉事務所が生活習慣病予防対策として直接的に実施したものは、普及啓発事業、例えば、たばこ対策や企業等での出前講座による健康教育、また、市町村支援として特定健診の事後指導の個別指導や健康教育などを実施した。

そのほか、相双地域は循環器疾患が非常に多いため、減塩&野菜を食べようキャンペーンの一環として、集団給食施設を対象とした研修会等を実施した。

佐藤憲保委員

歳入の雑入で、生活保護費返還金が700万円ほど収入未済になっている。この金額の割に不納欠損が1万円程度となっており、この経過をもう一度説明願う。

健康福祉部長

まず、平成28年度決算の不納欠損額1万990円についてであるが、これは、生活保護費の中に期末一時扶助という、いわゆる年越しの餅代があり、12月分の生活保護費を支払う際にその餅代も含めて支給したが、支給直後に生活保護の廃止があったため、その餅代1万990円分の返還が生じたものである。その後5年間徴収に努めたが、返還されないまま時効を迎えてしまったものである。

次に、そのほかの700万円余りの収入未済についてであるが、これらは、例えば土地などの資産があっても処分できず、生活に困窮して生活保護を受けざるを得ないケースがあり、そうした場合、売却処分ができた段階で生活保護費を返還してもらふこととなる。生活保護法第63条に基づく返還金であるが、そうしたものが返還されず、収入未済として約300万円残っている。

また、収入があるにもかかわらず、その収入を申告しないで生活保護を受けている不正受給がある。後にそれが判明した場合に不正に受給した額の返還を求めるが、こちらもなかなか返還してもらえない状況となっており、収入未済として約400万円残っている。

佐藤憲保委員

認定が外れたり、対象でなくなったりする切りかえのときのやりとりでこのような金額が積み重なっていく。そこをきちんとしていればこの金額はふえていかないため、今後しっかり進めるよう願う。

それから、工事請負費について聞く。先ほどの説明によると、工事期間について、着工がおくれたなどの理由で次年度に繰り越しになった。そして、途中で資材等の単価値上がりなどを見込んで繰り越し明許にしていたが、上がらなかったため1,100万円残ったとの説明と受けとめたが、もう一度説明願う。

総務企画部長

先ほどの説明であるが、耐震改修工事と太陽光発電設備等設置工事の2件の工事があった。

耐震改修工事については、主任技術者の確保が困難等の理由から最初は応札がなかった。そこで再度入札を行い、単年度の工期確保が困難となって明許繰り越しになったものである。その際、資機材の高騰等の可能性があるため、それを見込んで価格を調整した上で明許繰り越しをした。実際には価格に変動が生じなかったため不用額が生じた。

太陽光発電についても同様に資機材の高騰等を見込んだが、実際は変動が生じず、不用額が発生した。

佐藤憲保委員

当たり前のように説明したが、理屈としておかしい。限られた予算で、必要であるから当該年度に予算要求を行い、きちんとした見積もりがあって、工事費を確定して予算に載せる。それが理由があってその年に執行できず、仕方がないから翌年度に繰り越したとのことだが、その際に不確定な値上がりを見込んで予算に上げること自体おかしい。

事業費を確定して、この事業はこのような工事で今年度できなかったから翌年度に執行する、執行する金額については、このような理由とこのような内容だから予算総額がこれだけ必要で、この分だけ繰り越しさせてほしいということが議会に対する説明である。

上がるか上がらないかわからないものを見込んでいたなどという説明は、承服できかねる。余ったから1,100万円残したという、大威張りして説明できる内容ではない。ここは、しっかり認識を変えてもらわないと困る。

宮川政夫委員

調査資料57ページの骨髄バンクドナー登録推進事業について、平成28年度はどのように推進事業を行ったのか。

生活衛生部長

骨髄バンクドナー登録推進事業については、事業所、相馬市、南相馬市、日本赤十字血液センターと調整を行い、献血推進事業とあわせて実施している。

宮川政夫委員

これは骨髄バンク推進連絡協議会等が推進していると思うが、それらに対して何か補助はあったのか。

生活衛生部長

特に補助事業等は実施していない。

宮川政夫委員

骨髄バンク推進連絡協議会で大変力を入れて推進している中において、献血時に並行登録されていることがほとんどだと思う。また、保健所内でも多分登録ができたと思うが、まずそこを聞く。

生活衛生部長

H I V等の検査に付随し、確認して希望がある方については、保健所でも登録している。

宮川政夫委員

全国的になかなか登録者数が伸びていないので聞いた。

献血のときの並行登録数も余り伸びていない現状があり、できれば保健所に行って登録したいが、その場合は多分所長がいないと登録できないルールになっていたと思う。それをもう少し緩和してもらいたい、受け入れ態勢をもう少し広げてほしいとの声があるが、そのような声が聞こえているのか、それに対処しているのかを聞く。

生活衛生部長

実際には、特にそのような対応はしていない。

宮川政夫委員

承知した。

推進協議会はこの地区にもあると思うので、連携してもう少し登録者数がふえる努力を願う。

高橋秀樹委員

調査資料25ページの女性保護対策費、配偶者暴力相談支援センターネットワーク事業について聞く。事業実績に、相談員3名、相談受付件数128件とあるが、具体的な事業内容と、この決算額の具体的中身について説明願う。

健康福祉部長

配偶者暴力相談支援センターネットワーク事業であるが、事業実績に記載のとおり女性相談員を配置するもので、事業費はその人件費である。一般の方からの相談に対応するため、相談員を配置している。

高橋秀樹委員

最初のページの職員に関する調を見ると、定数外のところに1名しか記載されていないが、どういうことか。

健康福祉部長

相談員は嘱託員であるので、定数外の女性相談員の欄に数字が入っている。

高橋秀樹委員

そこに1名で、25ページには3名と記載されているので、その違いを説明願う。

健康福祉部長

職員に関する調は4月1日現在の数字で表を作成しており、4月1日以降にいわき出張所で採用した職員が1名いる。

高橋秀樹委員

128件の中身について、具体的に言えない部分がさまざまあると思うが、震災と因果関係があるものは含まれているか。

健康福祉部長

相談内容は、夫からの暴力が多い。また、離婚協議中でいろいろ相談をしたいというものもある。震災との関係については、有意な数字があるかはわからない。

高橋秀樹委員

31ページの禁煙・分煙の普及啓発について、世界禁煙デーにおける街頭キャンペーンとして啓発ティッシュ配布100個とあるが、本当にやる気があるのかと感じて微妙である。これは毎年このような感じでやっているのか。

健康福祉部主幹兼副部長

100個という数は確かに少ないと思うが、例年、合同庁舎や人が集まるスーパーで行ったり、駅で行ったりと、いろいろと工夫している。

大場秀樹委員

伊藤委員の質問に関連して、医療人材の確保は大変な課題であり、医師の中で特に産科医はこの地域の喫緊の課題だと思う。概況説明要旨にも、あるべき医療提供体制の実現に向けて相双地域医療構想調整会議を行ったとあるが、その会議では産科医対策についてどのように対策が立てられているか。議論があったかも含め、聞く。

生活衛生部長

昨年度、今年度と地域医療構想調整会議を開いているが、昨年度は、地域医療構想策定のための調整会議と、医療機関に特化した部会を開催した。指摘のとおり、当管内においては、県の平均から比べても産科医が非常に少ないと認識しており、県立医科大学などの上位医療機関等にも依頼してはいるが、県全体としてもさほど多くないため、難しいのが現状である。

今年度も引き続き、調整会議等において医師不足等の懸案事項については協議していきたい。

小松山善継委員長

ほかにあるか。

(「なし」と呼ぶものあり)

小松山善継委員長

なければ以上で質疑を終結するが、先ほどの佐藤委員の不用額の質問に対し、所長から所見があれば願う。

所長

佐藤委員指摘のとおり、多額の不用残、しかも繰り越しての不用残ということで、繰り越したために不用残にするしかなかったことはやむを得ないが、やはり繰り越す前の段階で、工事費の精査をしっかりとすべきだったと反省している。申しわけない。

小松山善継委員長

よろしく願う。

(11月 6日(月) ふたば復興診療所)

佐藤憲保委員

昨年2月にスタートし、平成28年度の外来利用実績は当初見込みを大幅に上回っていると思うが、今後開所するふたば医療センター(仮称)とあわせ、これからどう進むのか。

復興の拠点となるものであるし、県、国の支援事業としてスタートしている。患者数をふやすことがよいかどうかはわからないが、経過を含めて聞く。

次長

委員指摘のとおり、当初見込みより多い数字である。新たな病院改革プランでは、平成30年度1日当たり患者数平均35.1人を目標としており、こちらの両診療科で1日当たり25人を診察する数字となっている。

ふたば医療センター(仮称)との関係については、診療所は無床だがセンターにはベッドがあり救急も送ることができ、メリットはかなり大きい。こちらから紹介したり、急性期を脱した方を逆に紹介してもらおう形となって、救急もあわせた

医療体制が推進されていくと考えている。

(11月 7日 (火) 富岡土木事務所)

高橋秀樹委員

全体的に繰越額や不用額が本当に多いと感じるが、当然、震災の中でこの地域が一番大変な状況で、多額の予算もついており、それを補うため大変な状況だと理解している。

その中で気になったのが、予定していた用地の取得ができなかったことである。台風などで工事が遅延するのはわかるが、用地が取得できなかった一番の要因は何か。

所長

用地取得ができなかった要因であるが、事業箇所ごとに事情が異なる。震災を受けてまた自分の土地を使うということで協力を得られない方もいるし、もともと県や公の事業に反対している方など、いろいろなパターンがある。また、津波被災地で金額的にもとの単価より下がっており、そういった部分の折り合いの問題もあるため、何が多というよりは、課題によって要因は違っている。

高橋秀樹委員

いろいろな要因があるとのことだが、県側の人的、人数的な問題はどうか。

次長（総務担当）

当事務所の職員数は、調査資料1ページにある。正職員数は、定数内職員で平成28年度は38名、29年度は1名ふえて39名となっている。用地交渉については、現在、課長を含めて用地課の職員が5名である。人的な意味については、用地交渉の面では十分確保できていると思っている。やはり、地権者の協力が難しいため、用地交渉が難しい方もいると理解している。

高橋秀樹委員

資料にもある程度記載してあるが、今後は強制収用を進める考えなのか、ある程度丁寧はまだこれから続けていく考えなのか。これに伴って予算のあり方も考えていかななくてはならないと思うので、その考え方を聞く。

所長

通常の用地交渉により取得することが基本だと思っている。ただ、できるだけ早い復興のため、協力してもらえない方や、多人数で分かれている土地など、どうしても獲得できないものについては、収用を考えていかざるを得ない。基本的には、任意による取得を目指している。

佐久間俊男委員

先ほど土木事務所の概況について所長の説明があったが、当土木事務所管内の工事の事業執行率について、平成28年度末時点でどの程度工事が進んでいるのか、できれば河川や海岸、道路に分けて説明願う。

次長（業務担当）

当事務所管内の復旧・復興事業の進捗状況についてである。

まず、富岡土木事務所概要資料の6、7ページをごらん願う。広野町においては、平成28年度末現在で完了している事業について、事業箇所ごとに完了年度を記載している。また、檜葉町については同じく12、13ページに、富岡町については16ページにそれぞれ完了年度を記載している。

全体の事業進捗については、各現場で事業の進捗状況が異なるため、全体として何%完了しているとは集計していないが、各現場の完了予定年度ということで理解願う。なお、現場については、この完了年度を目指して現在、鋭意施工している。

(11月 7日 (火) ふたば未来学園高等学校)

宮川政夫委員

調査資料の最後のページの前年度における意見の処理について、教員の加配措置や事務局員の増員により教員の負担軽減を図っているとのことであるが、前年度に比べてどのくらい実績が上がっているのか、加配されているかを聞く。

校長

教諭数であるが、前年度の定数は32名、今年度は53名にふえている。これは国の加配措置を含む数と聞いているが、詳しい中身に関しては県教育委員会から示されていない。

また、事務職員については、今年度新たに常勤の司書が配置になっている。

大場秀樹委員

概況説明で、国からスーパーグローバルハイスクールの指定を受けたとのことであるが、これを受けることによって何かメリットはあるのか。

校長

まず、海外研修に行く生徒と教員に係る旅費の支援を受けられることが非常に大きい。それに加え、さまざまな研修や研究のための費用負担がなされることが大きいと思う。スーパーグローバルハイスクールの指定を受け、そういった支援を受けながら海外研修等を行っている。ただ、初年度はある程度潤沢にあったが、年を追うごとに少なくなっており、苦労している。

大場秀樹委員

1年間なり3年間で、全員が必ず海外に行く前提でプログラムがあるのか。

校長

それぞれの研修は10名程度の研修であり、希望する生徒の中から選抜して行かせている。全ての生徒が行くわけではない。かわりに、各国から多くの高校生や大学生、留学生が本校にしばしば来るので、そこでさまざまな交流をしている。

伊藤達也委員

このスーパーグローバルハイスクール事業は5年であり、今後、継続もできると思うがどうか。

副校長

スーパーグローバルハイスクール事業については、5年経過後の国の予算獲得の見通しがまだ立っておらず、国におい

でも獲得に向け鋭意努力していると聞いている。当然、本校としても5年で終わるわけではなく、継続して取り組めるように国に申請していきたい。

伊藤達也委員

調査資料10ページのスーパーグローバルハイスクール事業におけるJICAグローバルキャンプは、どのような事業か。

校長

二本松市に青年海外協力隊員の訓練所がある。その職員たちの全面的な協力を得て、いわき市のいわき海浜自然の家において、さまざまなグローバルな課題の講義を受けたり、ワークショップをする合宿を全生徒で行った。

佐藤憲保委員

歳入における雑入の内訳を聞く。

また、教育総務費の報酬約3,100万円と旅費の内訳を聞く。

事務長

雑入であるが、食堂を業者が使っているため、まず県で光熱水費を払い、業者が使った分の光熱水費を雑入として入れる仕組みをとっている。食堂の厨房光熱費の収入済額が395万7,410円となっており、この辺が大きい。

次に、教育総務費の報酬であるが、非常勤嘱託員として非常勤校務員1名、非常勤学校司書1名に報酬を支払っている。

教育総務費の旅費については、双葉・南相馬教育復興推進事業における生徒の引率や教員の研修旅費が高額になっている。

佐藤憲保委員

報酬は、非常勤の方に支払う報酬とのことであるが、何名か。

事務長

非常勤嘱託員として非常勤校務員1名、非常勤学校司書1名を配置している。

佐藤憲保委員

著名な方に学校指導してもらおう際の報酬との理解でよいか。金額的に大変高額だと思うので、その中身を聞く。

事務長

失礼した。そのほかに、双葉地区教育構想緊急対応事業において、猪苗代校舎に男子寮と女子寮を設置しており、寮スタッフを14名配置している。そこに対する報酬が2,836万3,705円である。

佐藤憲保委員

非常勤の報酬にしては随分高過ぎると感じたが、承知した。

次に、旅費関係について、学校の決算は大体決算どおりで不用残ゼロであることが多いが、逆にゼロであると、足りないものをやりくりしながらやっているようにも理解できる。

普通会計の決算以外の事項になると思うが、あえて委員長に許可を得て質問したい。生徒から徴収するものは、いろいろな項目があると思う。生徒たちが学校から出て野外活動する、寝泊まりしながらさまざま経験を積む指導内容で、それ

を体験させることは大事だと思うが、一方で過度の負担もあるかと思う。その辺の内容について聞く。

事務長

本校では、保護者と教師の会、教育部活動後援会、生徒会の3本の負担で団体経費が成り立っている。保護者と教師の会の中から、生徒が大会等に出る際の教員の引率旅費等を支出している。そのほかに生徒が活動する経費はいろいろな場面であるが、生徒の引率経費は、基本的に教職員費や保護者と教師の会の引率経費で賄っている。そのほか、その都度生徒に負担をかけることは基本的にはない。

佐藤憲保委員

これ以上は決算の枠を超える話になるのでこの辺でやめるが、義務教育は基本的に教育費に関しては無償であり、負担を求めないことになる。中高一貫教育であるから、中学校と高校の取り扱いの違いは必然的に出ざるを得ない部分があると思う。その調整は、学校としてどのような配慮をしながら取り組むのか。

校長

平成31年4月に中学校ができるが、他の公立中学校と負担が大きく異なる取扱いは望ましくないため、そこを見ながら調整していくべきと考えている。ただ、中学校と高校の扱いの違いは当然出てくると思う。会津学鳳の例も参考にしながら検討していきたい。

(11月 7日 (火) 企業局いわき事業所)

宮川政夫委員

不用額の考え方を聞く。調査資料3ページの配水及び給水費の修繕費は、当初予算7,608万円、最終予算が6,058万円、決算額が2,911万円、執行残額が3,146万円で繰越額がゼロとなっているが、この倍近い差額についてどのように考えればよいか。

所長

この修繕費は、災害など突発的なもので急に修繕が必要になった際の予備として多めに予算計上しているものであり、それらが無い場合は不用残となる。

我々が管理している施設は、管路の径も大きく、一回の修繕費用がかなりの額になるので、不用残として見える形になる。

宮川政夫委員

修繕費の不用額は、突発的な事故対応のために、全体的にこのような予算組みをするためと理解してよいか。

所長

よい。

佐久間俊男委員

調査資料10ページの工業用水道給水実績の収入欄に量水器使用料38万8,800円とあるが、使用料徴収の考え方を聞く。また、77万7,600円の使用料との違いについて説明願う。

主幹兼総務担当次長

量水器は、1カ月の使用料が1台当たり3万2,400円であり、企業によっては2台使っているため金額が違う。

佐久間俊男委員

量水器は、県が企業に貸しているのか。

主幹兼総務担当次長

量水器は県企業局が設置し、企業から使用料を徴収している。

佐藤憲保委員

年間の売り上げが約19億円、経費が約16億円とのことだが、老朽化した施設の改修計画を聞きたい。平成28年度はどのような考えで維持、修繕費が予算に組み込まれていたのか。

所長

各施設、設備で、耐用年数や定期点検の結果及び東日本大震災のときの被害状況調査の分析結果を踏まえて更新に関する年次計画、中長期計画を立て、基本的にはそれに基づき計画的に各施設の更新を進めている。例えば、管路は更新年数を60年と定めるなど、施設ごとに基本的な耐用年数に基づいて更新している。

現在、管路については、いわき工水の2期線の管路の老朽化が著しいので、そちらの改築工事等の事業を進めている。

主幹兼業務担当次長

例えば導水管、配水管の耐用年数は40年だが、当所では更新年数を60年と見ており、60年ごとに取りかえる形にしている。また、管理棟やポンプ等の電気設備の耐用年数は20年だが30年で取りかえている。修繕関係では、塗装は20年、ポンプのオーバーホールは6年等、順次行っている。

佐藤憲保委員

修繕費が3億円弱載っているが、60分の1か40分の1ずつ等、古くなったものを毎年繰り返しやり続けるのか。

主幹兼業務担当次長

そうである。

(11月 7日 (火) 浜児童相談所)

伊藤達也委員

相談受付件数が189件増加しているが、これは、平成27年7月1日から「いちはやく(189)」の通報ダイヤルができたことも原因としてふえているのか。

所長

確かにその分による増加も一部あると思うが、先ほど説明したように、警察からの面前DVの通告が圧倒的に増加している。警察庁の通知により、面前DVの通告を漏れなく行う指示が全国的にも行き渡ったため、それによる増加が実質的

には多いと思う。「189」も全国的な統計を見ると段々ふえており、浸透しつつあるが、それよりも警察からの通告のほうはずっと多い。

伊藤達也委員

相談件数が増加していくと、各児童相談員が抱える子供の数もふえると思う。人員を見るとそこまでふえていないが、実際のところ現場としてはもっと人が欲しい状況はあるか。

所長

国で目安としている人員分はそろえられるようになってきた。ただ、指摘のように、警察からの面前DVの通告が160件も増加する中、その件数全部について、児童相談所が安全確認をして聴取しなければならない状況になると、かなり厳しくなってくる。

そこで、昨年の法改正により、児童相談所から市町村への送致という新しい方法が提示された。全国的にもまだ数件しかないが、それをうまく活用して、児童相談所に来た通告を、最初は児童相談所が扱わなければならないが、その後の見守りについては市町村に依頼する仕組みを早急につくっていく必要がある。

あわせて、警察も児童相談所に全部送致することになっているため、警察の判断の中で、市町村にも通告ができる体制が整うとよいのではないかと、全国の児童相談所から厚生労働省を通じて警察庁に申し入れをしている。

宮川政夫委員

伊藤委員の質問にも関連するが、相談を受けた場合、子供については、例えば1,620件においてどのような措置をしたのか。児童養護施設に依頼したり、家庭に戻して同じような状態でとりあえず経過を見たりといったことがあると思うが、どのような判断をしたのか。

所長

先ほど、1,620件の相談を受けたと説明したが、そのうち実際に一時保護したのは50件くらいである。1,620件のうちの半分は障がいに係る相談で、知的障がい児の療育手帳や特別児童扶養手当など、手当関係の相談が数的には多い。そのほかの虐待の相談も、全部のケースを保護して措置するわけではなく、一部のある程度重度の虐待のケースについて保護する形になっている。

50件のうち約半分は在宅で指導する形で、児童福祉司と言われるケースワーカーが、週に1回程度、見守りをしたり、来所や家庭訪問の形で指導をする。そのうち家庭に戻せない子供については、児童養護施設や里親、あるいは児童自立支援施設に依頼することになる。

また、ことし、国において「新しい社会的養育ビジョン」が出され、家庭養育を優先し、75%を目標として里親への委託を進めていく方向が示された。ただ、里親の数そのものが多くないため、いかに啓発して里親になってもらうかということと、里親に委託するとき、子供をとられるようだと親権者がかなり嫌がるので、その辺の敷居をもっと下げていかないと、なかなか里親への委託にはつながっていかないことが大きな課題になっている。

今、本県を含め、全国的にも施設へ措置するケースが多い。長い子は18歳まで、高校を卒業するまでの場合もあるし、短い子で指導がうまくいくと1～2年で家庭復帰する場合もある。

(11月 8日(水) いわき中央警察署)

宮川政夫委員

昨日浜児童相談所に行ってきた。児童相談所で扱う児童虐待等の案件が過去最高の件数になっているとのことで、その辺の事情を聞いたところ、警察との連携がとれて、また、報告義務が発生したことにより一気にふえたとの説明だった。

この業務に対して、職員の対応はこれまでとどのように変わってきたか。また、これだけ件数がふえると、業務的にかなり忙しくなると思うが、その辺の影響はなかったか。

署長

平成28年度中の児童虐待事案については、当署で認知しているものが43人で、前年比30人増と大幅に増加している。指摘のとおり、児童相談所との連携が強化されたこともあってこのような大幅増加になっているが、一方、検挙件数については2件2名で、こちらも前年比2件の増加となっている。

対応としては、虐待を受けている児童の生命、身体の安全が最優先であるため、児童相談所と定期的に連絡会議を持って情報交換を図りながら、発生の都度、緊密な対応をしている。基本的には、身柄の安全を確保するために保護対策を最優先で行っている。これからも児童相談所と緊密な連携を図りながら、児童の身体安全に努めていきたい。

伊藤達也委員

調査資料13ページの証紙収入状況調で、自動車運転免許の手数料の件数が前年度と比べふえているが、これは毎年ふえているのか。

また、現在、高齢者の運転事故が全国でも問題になっていると思うが、免許の返納は管内でどのくらいあるのか。

署長

証紙、免許の手続等については、担当課長から詳細を説明する。

交通課長

免許の返納について説明する。平成28年、当署での免許返納者数は434人で、うち高齢者が403人となっている。ことし9月末現在では390人で、高齢者が367人と増加傾向である。

伊藤達也委員

13ページの免許取得人数も前年度と比べてふえているが、免許の手続をする方は毎年ふえているのか。

交通課長

免許保有者数の増加についてだと思うが、人口がふえている関係で増加傾向となっている。

佐藤憲保委員

歳入について確認する。建物貸付料の内容は何か。また、物品売り払い代金の内容について聞く。

署長

その件については会計課長から説明させる。

会計課長

まず、建物貸付料であるが、警察庁舎に設置している自動販売機の年間使用料である。警察署に3台、常磐交番に1台設置しており、合計で377万1,057円となっている。

佐藤憲保委員

建物貸付料か。

会計課長

建物貸付料である。警察庁舎における自動販売機設置場所の貸し付けである。

佐藤憲保委員

それほど高いのか。

会計課長

数年前から入札制度になり、高くなっている。

次に、その他の物品売り払い代金については、拾得物品で県に帰属した拾得物の売り払い代金になっている。

佐藤憲保委員

自動販売機の設置料はそれほど高いのか。4台程度で2,400万円にもなるのか。

会計課長

失礼した。残りは警察アパートの入居料である。現在、当署で178戸持っており、この年間入居料である。

佐藤憲保委員

調査資料14ページの事業実績調について、一番上の欄が、事項、支払予算現額、決算額、翌年度繰越額と記載されているが、翌年度繰越額の欄は不用額ではないのか。残額を記載しているのだから、翌年度繰越額ではない。そのように整理したほうがわかりやすいのではないのか。

決算は、それぞれ適正に執行されていると見受けられるので、問題はないと思う。

管内に、交番、派出所、駐在所が何カ所あって、どのような状況かを聞く。

署長

駐在所は12カ所、交番は6カ所、また常磐分庁舎は幹部交番になるが、これが1カ所で、合計19カ所である。いわき中央警察署の特徴として、遠隔地の駐在所が多く、三坂駐在所や小野町との境の川前駐在所は本署から1時間以上、三十数kmある。そのような遠隔地で勤務する駐在所員がいるため、処遇面、あるいは事件、事故発生時の支援を考えて現在運営している。

また、老朽化している施設があるため、警察本部と連携を図りながら、逐次改修できるよう計画を立てて現在取り組んでいる。

佐藤憲保委員

いわき中央警察署、それから南、東警察署などがあるが、範囲が非常に広いので、駐在所や派出所があってもいつも空になっており、あれでは安全対策上意味がないと県内あちこちで指摘されている。地域の安心につながるよう、なるべく空き交番をつくらないために、交番相談員、地域の警察OBの方としっかり連携してほしいとの声がある。その辺の対策について聞く。

署長

交番等の補完対策、守衛対策については、パトロールに出たり事案で出動したりするため、性質上常時在所とはいかないが、不在になった際の対策として、現在、当署では交番相談員を7名配置している。交番勤務員が警ら等に出た場合には、日中、取り扱いの多い時間に交番相談員が勤務している。また、パトロールカーによる補完措置として、不在になった場合はできるだけパトロールカーがそこに駐留し、不在時の対応に当たる運用で現在進めている。

交番が6カ所あるので、不在時にはできるだけあけないよう、取り組んでいる。

佐藤憲保委員

交番相談員への支払いは、予算上どこに出てくるのか。

署長

それぞれの地域課からの要求、請求に基づき、警察本部で一括して予算措置している。

佐藤憲保委員

14ページについて、単純な間違いなのだが、翌年度繰越額の欄全てに残額が記載されている。これは不用額ではないのか。

会計課長

様式については、出納からの指導により決まっているものである。大変申しわけないが、我々が決めているものではない。

出納局出納総務課長

様式は翌年度繰越額となっており、それでよいのだが、不用額の数字が記載されてしまっている。そのため、訂正して再度出納局に提出願う。

佐藤憲保委員

あとはそちらで調整願う。

大場秀樹委員

概況説明要旨に暴力団の17名検挙、また、薬物犯罪22名検挙とある。暴力団対策法施行後、全国的に暴力団員数が激減しているとのことだが、管内の現状やここ数年の構成員数の推移はどうなっているか。

署長

当署管内の暴力団情勢については、住吉会系暴力団が5団体、松葉会系暴力団が1団体で、団体数が6団体、暴力団員数は約80名となっている。

犯罪の発生状況、いわゆる暴力団による犯罪件数と検挙数であるが、昨年は21件17名を検挙している。内訳は、山口組が1件1名、神戸山口組が1件1名、それから住吉会系、当署管内に在住している5団体であるが、17件13名、松葉会系が1件1名、その他となっている。

主な事件の検挙については、みかじめ料名下の恐喝事件、それから詐欺事件、幹部による通常詐欺事件と特殊な事件を

検挙している。主には覚醒剤で、ここは県内で最も発生が多い件数になっているが、覚醒剤と窃盗、傷害が上位を占めており、ことしに入って18件13名を逮捕している。暴力団対策法施行後、暴力団の資金源が枯渇して資金を得ることが難しくなっており、暴排パトロールをしながらみかじめ料防止対策を現在強力に推進している。そのような面で、資金を得られないために犯罪に走る、当然それは検挙することになるが、とりわけ覚醒剤による資金源の確保が最近多くなってきているため、組織犯罪対策でもこの点を重点的に捜査している。

(11月 8日(水) いわき地方振興局)

伊藤達也委員

調査資料3ページの個人県民税の現年課税分、滞納繰越分の収入未済の人数と前年度対比を聞く。

また、44ページの条件付一般競争入札の入札不調35件の理由を説明願う。

県税部長

個人県民税の現年課税分、滞納繰越分の収入未済の人数は手元にデータがないので、調べて後ほど答える。

未納繰越額は、昨年度に比べて約2,000万円減少しており、徴収率も0.5%上昇している。

出納室長

入札不調の状況だが、応札者がなかったものが25件、無効7件、失格3件である。無効は見積内訳書の添付漏れ等であり、失格は入札参加者の全てが最低制限価格を下回ったものである。

伊藤達也委員

応札がなかったのは、人手不足によるものか。

出納室長

指摘のとおり要因が考えられる。平成28年度の入札不調率は16.3%だったが、24～26年度は30%弱と高かった。執行権者への聞き取りでは、技術者の充当がまだ厳しいとのことである。

なお、農林事務所、建設事務所で入札不調35件の内訳を吟味し、年度内に契約にこぎつけるよう努力した結果、内容見直しも含めて再度公告して落札したものが24件、再度公告の後等に随意契約したものが7件と、計31件は年度内に契約している。

佐久間俊男委員

調査資料36ページ、個人県民税徴収取扱費交付金として、平成28年度はいわき市に5億円余交付しているが、47ページの処理状況調においては、県が直接、個人県民税を含め徴収しているとの報告がある。交付金額は条例により決定されており、県は、いわき市と話し合いをした上で徴収できることになると思うが、その辺どうか。

県税部長

いわき市とは年2回、地方税滞納整理推進会議を開催して、当年度の取り組み方針や昨年度の実績等を検討している。直接徴収は平成17年度からスタートしているが、いわき市から毎年7月～翌年1月を期間として引き継ぎを受け、個々の内容について随時市と協議しながら、県で徴収を行っている。

28年度は204人、1,019件の繰り越し分を引き受け、145人、727件、約1,900万円の収入を上げた。徴収率では68.4%と

高い数字であり、県が引き受けることにより徴収効果が上がっている。いわき市とは、引き続き綿密に連携しながら取り組んでいく。

佐久間俊男委員

条例があり、5億円余の交付金も交付している。県が徴収の取り組みを強化し件数がふえることで、いわき市への交付金を減額する規定はあるのか。

県税部長

県の直接徴収の取り組みにより交付金が減額される規定はない。

佐久間俊男委員

最近の県の直接徴収件数は、ふえているのか減っているのか。

県税部長

平成29年度の引き受け件数は235人、1,468件、5,000万円超と28年度よりふえた。収入未済額は徐々に減ってきている。

佐久間俊男委員

3ページ、ゴルフ場利用税の滞納繰越分の収入済額がゼロとなっているが、徴収見込みはどうか。

県税部長

収入未済については、震災後の経営不振で経営権を手放し、法人に財産がなく徴収が困難なため処分停止をしたものやこれから処分停止を行うものである。不納欠損についても、法人が任意整理をしたため、処分停止したものである。

佐久間俊男委員

収入未済額の全てが不納欠損になる見込みが高いということか。

県税部長

そうである。

高橋秀樹委員

資料3～4ページの予算現額が括弧書きで記載されているのはなぜか。

県税部長

平成24年度の決算審査特別委員会において、出先機関に対し、実態に即した歳入予算措置がされていない事例が見受けられるとの意見があり、その意見を踏まえて25年度の同委員会の資料から、予算現額に括弧書きで歳入予算に相当する金額を括弧書きで記載している。

我々はこの歳入予算を最終的に確保し、歳入欠損にならないよう収入確保を図っている。

高橋秀樹委員

6ページの雑入の中身を聞く。

次長兼復興支援・地域連携室副室長

調査資料6ページの雑入の内訳は、嘱託員、臨時事務補助員等の雇用保険料が14万6,328円、管理経費として行政財産の使用料、自動販売機や消費組合、工事業者等の電気代実費が74万2,467円、その他、情報公開に係るコピー代が13万2,950円、14名の職員の借り上げ公舎の駐車料、共益費等の収入が134万円余となっている。

県税部長

調査資料3ページの個人県民税の現年課税分、滞納繰越分の収入未済の人数だが、現年課税分は1万6,138人、滞納繰越分が3万6,621人である。

また、先ほど、収入未済の合計で約2,000万円削減できたと答弁したが、3,300万円ほど削減しているので訂正する。

(11月 8日(水) いわき農林事務所)

佐久間俊男委員

調査資料40ページ、「バイオマス暖房でCO2ダイエット事業」として、ペレットストーブ、まきストーブ計4台の補助実績があるが、国、市の補助、本人負担について聞く。

森林林業部長

本事業は、森林環境税を財源に県独自で実施しており、補助額は1台につき5万円である。昨年度は4台だったが、平成28年度までに137台に対し補助している。

佐久間俊男委員

ストーブの金額は幾らか。

森林林業部長

機種により価格は変わるが、昨年度の実績ではペレットストーブは33～58万円程度で平均40万円程度、まきストーブは75～152万円程度で平均100万円程度である。

佐藤憲保委員

就農支援資金等貸付金が約5,000万円収入未済となっているが、これはいつスタートしたもので対象者は何人か。今後の見込みとあわせて聞く。

農業振興普及部長

農業改良資金貸付金の収入未済は、貸し付けが3事業者で5件である。1つ目の事業者は平成5年に1,600万円貸し付けた。和牛畜舎を整備したが、肥育価格の下落により14年7月に倒産し、連帯保証人が返済を続けている。2つ目の事業者は、6年、7年にそれぞれ1,187万円、2,465万円貸し付けた。内容は肥育牛40頭、70頭の購入である。15年3月に破産し、連帯保証人が償還を行っている。3つ目の事業者は、6年、7年に360万円ずつ、肥育牛12頭、11頭購入のため貸し付けた。償還は9年から11年までだが、10年以降滞納している。

現在、連帯保証人または借り受け者と毎月会い、3年に1回、農業改良資金貸付償還誓約書を提出させて月別の返済額を確約し、毎月徴収している。現在のペースで償還を進めると、あと5年少々で元金完済となる予定だが、違約金が年利

12. 25%かかるので、相当な年数を要する。

佐藤憲保委員

最終的にどうするつもりか。これだけ年数がたっており、誓約書を出しているから汗をかいて努力しているというのは、理由にならない。

農業振興普及部長

まずは元金を返済してもらい、最終的には法的措置に移行せざるを得ないと考えている。

佐藤憲保委員

引き継ぐことが選択肢としてよいのかを含め、しっかり対応するよう要望する。

もう1点、ふくしま森林再生事業は、約半分が翌年度繰り越しになっている。当初の事業計画は何ha、何カ所で、どのような状況か。

森林林業部長

平成25年に制度ができ、32年までの8カ年の事業である。森林所有者にかわり、県、市、みどりの森づくり公社全体で970haの整備を行う計画となっており、中間年に当たる28年までに全体の46%に当たる面積を実施している。

佐藤憲保委員

森林組合が事業主体になっていると思うが、これは人海戦術であり人集めが大変である。土木作業ではなく危険も伴うので、林業に精通し林業技能を持っている者でなければならない。

最終事業年度は決まっており、森林再生事業を完了させるためには、発注者と受け手が協議し、うまく進むようにしなければ繰り越し、繰り越しになってしまう。今後、しっかり取り組まないとかげ声倒れになるのではと心配するが、その辺どうか。

森林林業部長

森林所有者の同意取得、境界確認、測量等事前調査にかなり時間を要し、森林整備の発注自体が年度後半に集中する状況にあるので、対策として、事前調査が終わった小さい地区単位で発注して事業の平準化を図るなど、少しでも繰り越しの解消が図られるよう、現在進めている。

佐藤憲保委員

この事業は、原発事故を受けて、地元福島県、地域から、森林再生、放射線対策を含め、全国にアピールしながらやらせてほしいと国に要望して実現した事業なので、半分しかできなかったなどということのないよう、しっかり取り組むことを要望する。